

秦野市議会議員政治倫理審査会日程 (第9回)

日 時 令和8年8月3日(月)

午前9時30分から

場 所 議会第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審 査

4 そ の 他

5 閉 会

秦野市議会議長
相 原 學 様

市民創和会	八尋 伸二
ともにつくる秦野	古木 勝久
公明党	横山むらさき
はだの清流クラブ	今井 実

秦野市議会議員政治倫理規程第3条に違反する疑いがある
事件の調査請求について

中村知也議員の次に掲げる行為が、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第3条（政治倫理基準）第1号「常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。」及び同条第6号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと」に違反する疑いがありますので、規程第4条に基づき、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し調査するよう請求します。

事案1 飲食代金一時未払及び政治倫理審査会委員長宛文章について
令和8年4月8日開催の審査会において、中村知也議員は「1月22日の東海大学駅前商店会協同組合の賀詞交歓会終了後の有志で会食した際の飲食代について、途中で退席したが支払った記憶がない。」と答弁しました。その後、4月21日付けで中村知也議員が審査会に提出した書面では、「飲食店での食事代金について、当日は飲食店で同席していた方に先に退席する事の事情を説明し、その際、会計は同席した方に私の会計も含め一括されることを確認し、飲食店を退席しました。」と訂正しています。しかしながら、同席した関係者に確認したところ、そのような事実はないとのことでした。

「審査会で指摘されるまでの一定期間、市民が中村知也議員の飲食代を支払っている事象」は、規程第3条第1号に反する疑いがある

り、さらに「同席した方に私の会計も含め一括されることを確認した」との文面は虚偽の可能性があり、同条第6号に反する疑いがあります。

事案2 市内公的団体の懇親会における言動について

令和8年1月開催の市内公的団体の懇親会の席において、当該団体の一員でもある中村知也議員が、出席者1名と口論になり、「俺は議員だ。当該団体に居られなくしてやるからな。」と多くの出席者の前で暴言を発するとともに、「離れようとした相手の腕を掴み引っ張る行為」におよび、被害を受けた相手方が後日、秦野警察署に被害届を提出したとの情報が複数の市民から寄せられました。

こうした行為が事実であれば、規程第3条第6号に反する疑いがあります。

1 政治倫理基準について

- (1) 違反の有無
- (2) その理由
- (3) 該当条項

秦野市議会議員政治倫理規程（一部抜粋）

（議員の責務）

第2条 議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 （違反する場合）対象議員への措置について

- (1) 措置の内容
- (2) その理由

秦野市議会議員政治倫理規程（一部抜粋）

（対象議員に対する措置等）

第6条 議長は、前条第11項の報告を受け、対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復させるため、その議員に対して次に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 戒告処分
- (2) 登庁禁止処分
- (3) 辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置